

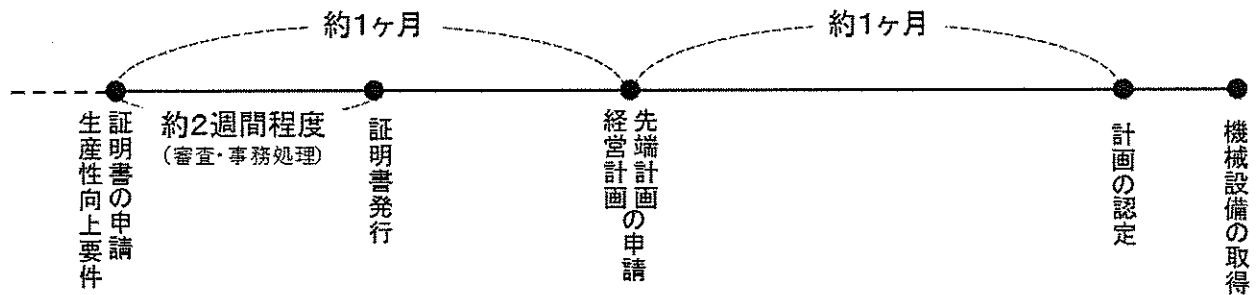
「生産性向上要件証明書」の円滑な発行手続きについて

令和元年5月24日
公益社団法人中央畜産会

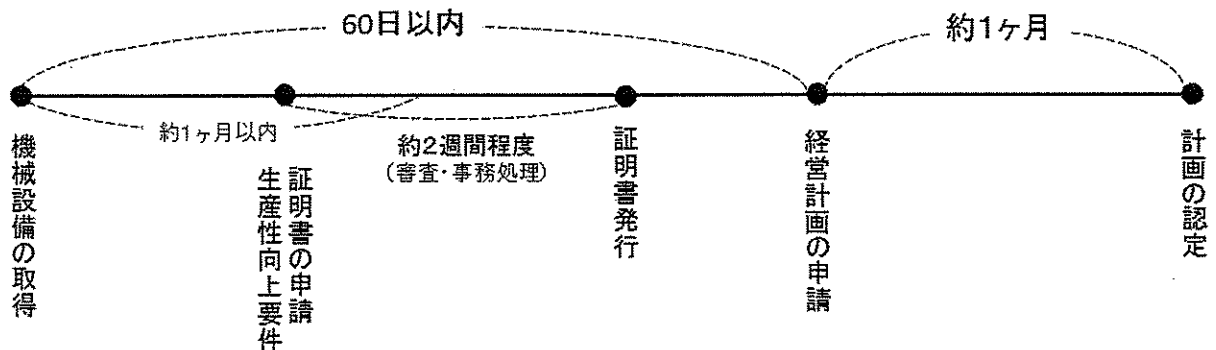
「中小企業等経営強化法」の税制優遇措置を受ける場合には、「経営力向上計画（以下「経営計画」という）」を地方農政局等に申請する必要があり、また「生産性向上特別措置法」の税制優遇措置を受ける場合には「先端設備等導入計画」（以下「先端計画」という）を市町村に申請する必要があります。

これらの計画の申請には「生産性向上要件証明書」の提出が必要ですので、各機械メーカーにおかれては、証明書の円滑な発行を行うため、以下の事務処理手続きで、中央畜産会に証明書の申請を行って頂くよう、ご協力をお願いします。

- 原則：機械設備の取得前に「経営計画」と「先端計画」を申請する場合。

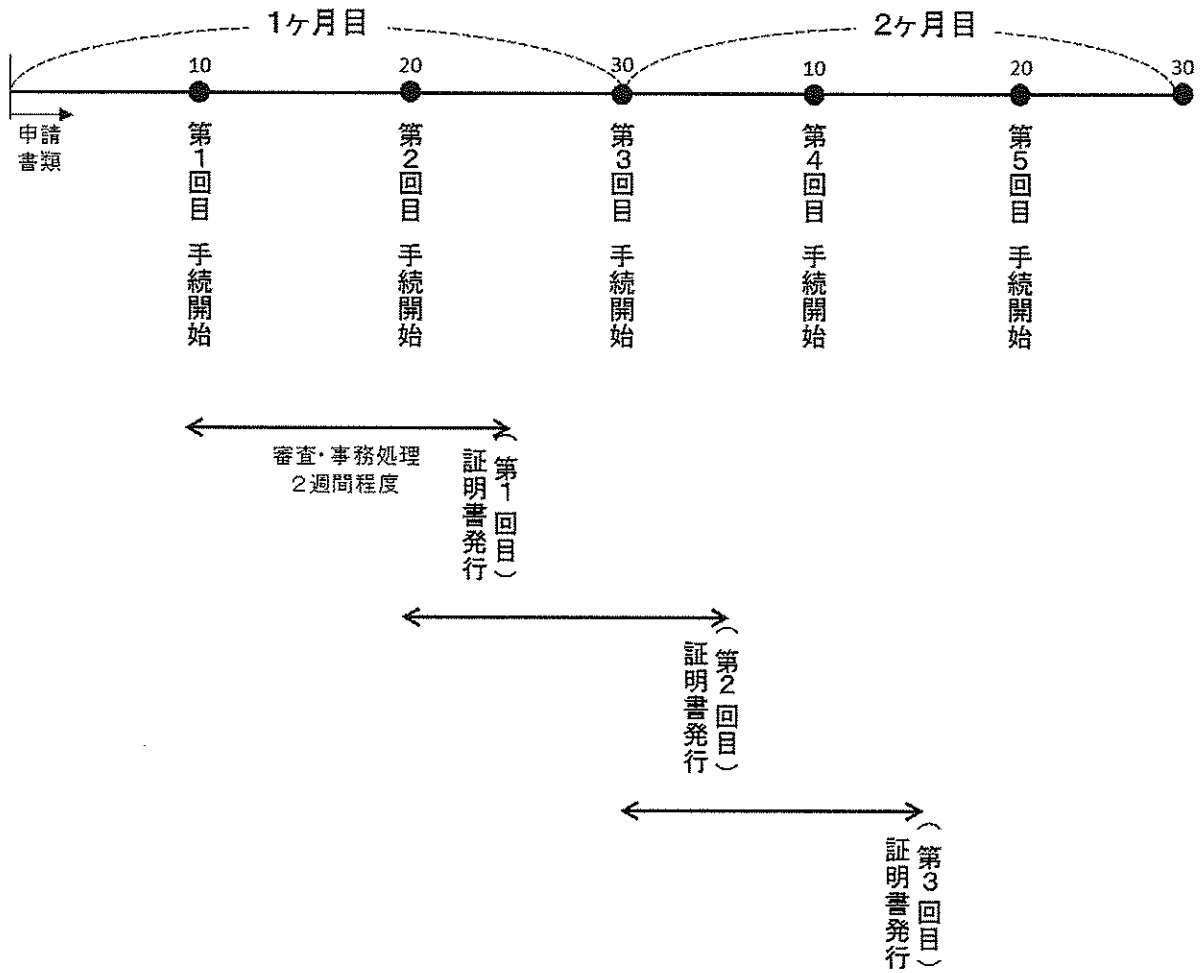


- 例外：機械設備の取得後に「経営計画」を申請する場合。



(注)「先端計画」は設備取得前の市町村への申請が必須ですが、申請時に証明書が間に合わなかった場合は、「先端計画」の認定後に証明書の追加提出が必要です。

○ 中央畜産会における証明書発行手続きの目安



(注)各機械メーカーにおかれては、証明書発行の申請書類の送付に当たって、事前に様式1号、2号及び関係書類をメールで以下の宛先に送付願います。なお、証明書発行を急ぐ場合には、このメールにその事情等を記載して下さい。

問い合わせ先
経営支援部（支援・調査）
担当：前原
TEL：03-6206-0843
FAX：03-5289-0890
MAIL：shien@sec.lin.gr.jp